

奥州市立佐倉河小学校いじめ防止基本方針

平成27年8月改訂（26年3月策定）

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、佐倉河小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に以下の通り作成しました。

1 いじめ防止に向けての基本的考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。

(3) いじめに対する基本的姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために、次の6点を踏まえていじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立つこと。
- イ いじめは、重大な人権侵害であり、いかなる理由があつても人間として絶対に許される行為ではないこと。
- ウ いじめが発生した場合には、いじめられている児童の立場に立ち、その児童の安全・安心を確保し、親身になって指導や援助に当たる。また、適切で毅然とした指導を行うこと。
- エ いじめが発生した場合は、学校が一丸となつて、組織をあげて解決に向けて取り組むこと。
- オ 保護者、地域や関係機関との連携を深めるとともに、それぞれの役割を果たし、一体となつていじめ問題に取り組む。

2 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み【別表】

3 いじめ防止等の対策のための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うために、いじめ防止等のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭

※必要に応じて、該当児童の学級担任及び学年主任も出席する。

◎重大ないじめ事案が発生した場合には、外部からPTA役員、学校評議員を交える。

(2) 具体的な取り組み内容

ア いじめ防止基本方針の策定、見直し、評価等

イ いじめに係る研修会の計画立案

ウ いじめに係る情報交換や未然防止、早期発見のための取り組み等

エ いじめアンケート及び教育相談の実施と結果報告

オ いじめが発生した場合の情報の迅速な共有、関係児童への事実確認のための聴取、解決に向けての指導や保護者との連携に係る確認

(3) 開催について

原則、いじめ事案が発生した場合（いじめが繰り返し行われる場合や集団で特定の児童にいじめを行う場合等）に開催する。

4 家庭・地域との連携

(1) 本校「いじめ防止基本方針」をPTA総会等における説明や学校便り等に掲載するなど周知に努める。

(2) いじめ防止等の取り組みについて、学年・学級通信を通じて、保護者に周知し、協力を呼びかける。

(3) 授業参観において、保護者や地域住民に対し、道徳や特別活動の授業を公開する。

(4) 学校便りにより、いじめアンケートの結果や保護者の意見を紹介する。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会との連携

重大事態が発生した場合には、速やかに奥州市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(3) 関係機関等との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生ずる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(4) 重大事態の調査

奥州市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り調査等を実施する。

- ア 事実関係を明確にするために、調査については、本校「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ 調査結果を奥州市教育委員会に報告する。
- エ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適切な方法により情報提供する。
- オ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、学校便りや保護者説明会等により適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- カ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

7 学校評価の実施

いじめの未然防止・早期発見にかかわること等、いじめ問題への取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

I 学校全体としての取り組み

		児童へ直接関わる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等への理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の教育 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束厳守 ○生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見 (●:職員による取り組み)		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員と児童との信頼関係の構築に努める。 ○授業以外の児童の様子を観察する。 ○集団から離れて一人である児童への声がけを行う。 ○個人面談や悩みアンケートによる情報収集を行う。 ○文房具、ズック等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及を行う。 ○遊びやふざけ合いに注意すること。 ○いじめの兆候に気付いたときは、躊躇せず介入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○保護者や地域との関係を日常的に密にし、いじめに関する情報収集を依頼する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●いじめアンケート及び教育相談の実施 ①児童対象のアンケート:年3回(6月・11月・2月) ②教育相談を通じた児童からの聞き取り:年2回(6月・11月)、随時 ●教職員研修の実施 ・いじめの問題に係る校内研修会(児童理解研究会) 年1回 ・学校経営反省と連動した、いじめ問題への取り組みに関する学校自己評価 年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート及び教育相談の実施 ②保護者対象のアンケート:年2回(6月・11月) 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所他各相談所)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者及び加害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○加害児童・保護者及び被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が分かりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

ネットいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるために、市教育委員会、警察と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。 ○児童に重大な被害が生ずるおそれがあるときには、速やかに警察に通報し、適切な援助を求める。 ○インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の利用について、家庭の協力を求める。
------------	--

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことができるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○子どもの頑張りをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的な挨拶と声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡